

自立活動

徳島県立総合教育センター
特別支援・相談課

第9章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を培う。

第2款 内容

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。新設
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

1(4) 自己の障害の特性の理解を深め、自ら生活環境に主体的に働きかけ、より過ごしやすい生活環境を整える力を身に付ける

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

(2) 生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらの達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

ア 生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

イ 生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

ウ 個々の生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

オ 個々の生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けること
によって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導
内容を取り上げること。

カ 個々の生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や
社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組める
ような指導内容を取り上げること。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 3 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
- 5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

6 生徒の障害の状態等により，必要に応じて，専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして，適切な指導ができるようにするものとする。

7 自立活動の指導の成果が**進路先**等でも生かされるように，個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

本項目については，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第3の7において規定している「進学先等」を，高等部の生徒の多様な進路の状況を踏まえ，「進路先等」と規定するものである。

解説については，同解説自立活動編第7章の8に準ずることとし，「就学先」とあるのは「就労先」と読み替える。

解説については、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)(平成30年3月)に準ずることとする。この場合において、次の事項に留意すること。

(1)視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、「各教科等」とあるのは「各教科・科目等」と読み替える。

(2)「道徳科」に係る解説については、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において準ずることとする。

(3)「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」と読み替える。

平成30年度 特別支援教育教育課程等研究協議会 (小・中学部 自立活動)

知的障害・自閉症・情緒障害教育部会
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 中村 大介氏の資料より
抜粋

「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」の充実

- 個別の実態把握から指導目標(ねらい)や具体的な指導内容の設定までの 手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、**手続きの各過程を整理する際の配慮事項を示した。**

P200

- 個々の児童又は生徒に対し、自己選択及び自己決定する機会を設けることによって、**思考したり、判断したりすることができるような指導内容を取り上げることを新たに示した。**

P201

- 個々の児童又は生徒が、**自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることを新たに示した。**

自立活動解説における事例の充実

自分から別の場所に移動したり，音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするなど，自ら刺激の調整を行い，気持ちを落ち着かせることができるようにすることが大切である。

1 健康の保持

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

自立活動解説における事例の充実

予定されているスケジュールや予想される事態や状況等を伝えたり，事前に体験できる機会を設定したりするなど，状況を理解して適切に対応したり，行動の仕方を身に付けたりするための指導をすることが大切である。

2 心理的な安定

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

自立活動解説における事例の充実

自分の考えや要求が伝わったり，相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験を積み重ね，自ら積極的に人と関わろうとする意欲を育てることが大切である。その上で，言語の表出に関することやコミュニケーション手段の選択と活用に関することなどの指導をすることが大切である。

- 2 心理的な安定
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自立活動解説における事例の充実

自分で苦手な音などを知り、音源を遠ざけたり、イヤーマフやノイズキャンセルヘッドホン等の音量を調節する器具を利用したりするなどして、自分で対処できる方法を身に付けるように指導することが必要である。また、その特定の音が発生する理由や仕組みなどを理解し、徐々に受け入れられるように指導していくことも大切である。

4 環境の把握

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

自立活動解説P78